

令和4年度 訪問看護推進拠点事業
「介護支援専門員への個別相談」実施要領

1 目的

医療と介護の連携を推進し、在宅患者の療養環境の更なる充実を図るため、訪問看護支援センターにおける相談体制を強化する。

2 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

3 事業内容

(1) 介護支援専門員が抱える医療依存度の高い事例等の個別相談

医療依存度の高い事例の在宅移行に向けた準備、在宅における看取りへの対応、療養者の症状の変化に応じた療養等の事例について、介護保険にも精通した高度な知識と経験をもつ訪問看護師（トータル・サポート・マネジャー）が個別相談に対応する。

①事業所内の相談体制の整備

・トータル・サポート・マネジャーの所属する訪問看護ステーション内で、介護支援専門員から相談が受けられる体制を整備する。

②対面相談

・介護支援専門員がトータル・サポート・マネジャーの訪問看護ステーションに来所したり、トータル・サポート・マネジャーが居宅介護支援事業等に出向き、対面での相談支援を行う。

③同行訪問

・必要に応じ、トータル・サポート・マネジャーが介護支援専門員と利用者宅に同行訪問して、助言や支援を行う。

(2) 具体的な相談内容

①利用者の疾患や治療方針の理解

②利用者の状態や療養環境、医療ニーズのアセスメント

③在宅療養に向けて必要となる医療的ケアや環境整備

④訪問看護等の医療系サービスの導入方法

⑤その他

4 経費

(1) 相談支援通信費 10,000円／1事業所／年

(2) 相談支援経費 10,000円／1回